

【別紙2】 区域毎の追加賠償例 (子供・妊婦以外の方※1)

■ 生活の本拠の確認により賠償
■ 避難等の状況確認により賠償

表内の「1F」は、福島第一原子力発電所の略称で、「2F」は福島第二原子力発電所の略称となります。

【単位：万円】

標準追加賠償額・賠償項目			中間指針第五次追補等 賠償項目					増額理由	
			標準追加賠償額※2	過酷避難	避難費用、日常生活障害慰謝料	生活基盤変容	健康不安		自主的避難等に係る損害
避難等対象区域(圏内)	1.警戒区域 1Fから20km圏内	①帰還困難区域および大熊町・双葉町	130	30	100	—	(30)	(20)	※3
		②居住制限区域または③避難指示解除準備区域	280	30	—	250	(30)	(20)	※3
	2.計画的避難区域 1Fから20km圏外	①帰還困難区域	130	—	100	—	30	—	個別確認
		②居住制限区域または③避難指示解除準備区域	280	—	—	250	30	—	
		④特定避難勧奨地点							
	南相馬市	30	—	—	—	30	—		
	川内村	30	—	—	—	30	—		
	伊達市	22	—	—	—	30	—		
	⑤緊急時避難準備区域	2Fから8km～10km圏内	65	15	—	50	—	(20)	
		上記以外の区域	50	—	—	50	—	(20)	
⑥屋内退避区域および南相馬市の一部	16	—	—	—	—	—	20		
圏外	⑦自主的避難等対象区域	8	—	—	—	—	20	—	
⑧福島県南地域および宮城県丸森町	6	—	—	—	—	—	10	—	

※1 本件事故時点における生活の本拠が表内①～⑧の区域にあった方のうち、2011年3月11日～2011年12月末の間に18歳以下であった方、および2011年3月11日～2011年12月末の間に妊娠されていた期間がある方を除いた方の追加賠償額の例になります。

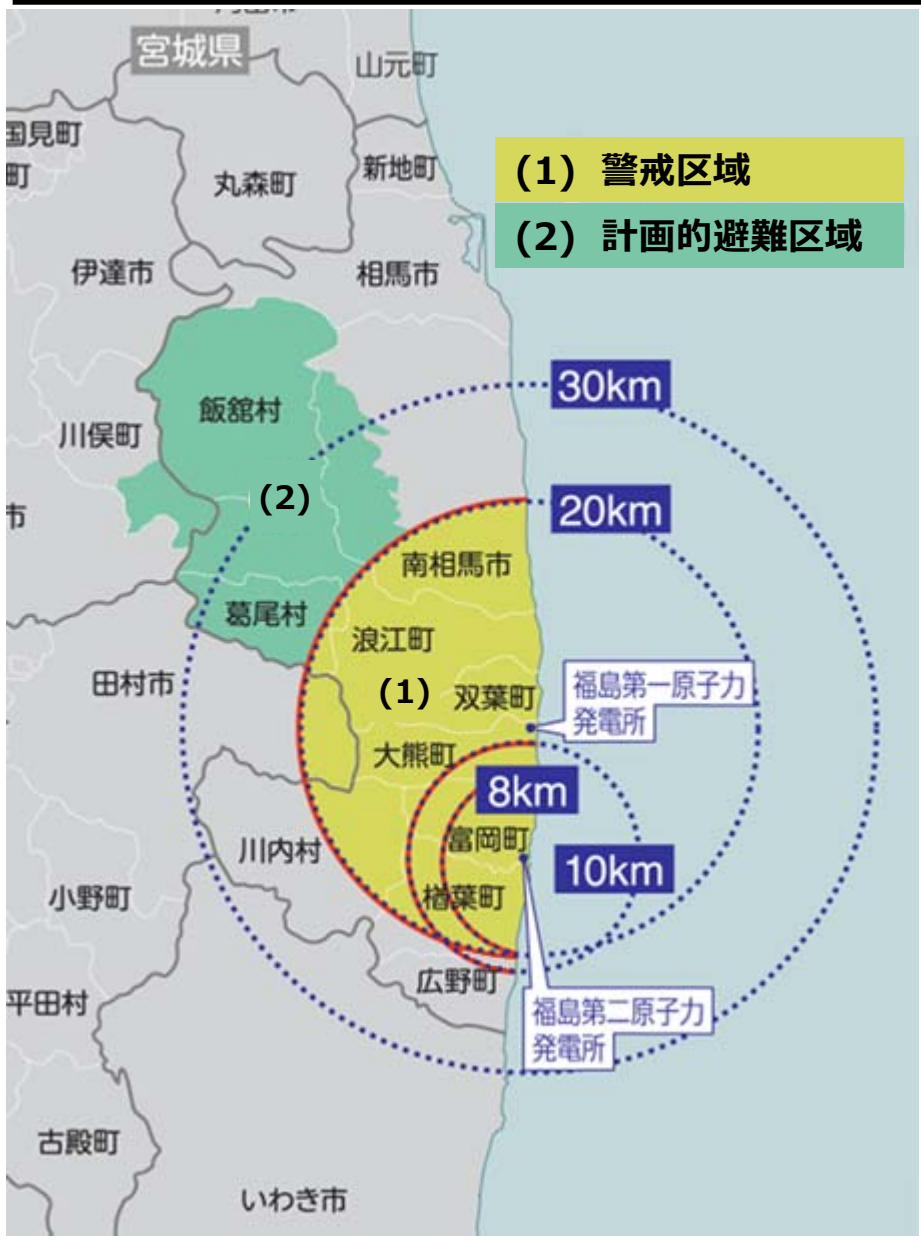
※2 賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていただいている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償させていただきます（表内の薄黄箇所は、過去直接請求手続による自主的避難等に係る賠償をしていた場合の差額（追加賠償額）になります）。

※3 本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、2011年3月から2011年12月末までの期間に避難等により計画的避難区域に一定期間滞在された方については、健康不安に係る金額（30万円）をお支払いさせていただき、自主的避難等対象区域に避難または滞在された方については、自主的避難等に係る金額（20万円）をお支払いさせていただきます。但し、両区域に避難された場合においては、健康不安に係る金額をお支払いさせていただきます。

※4 精神的損害の増額事由は、該当する方が対象となります。

中間指針第五次追補等を踏まえた賠償対象区域

<図1> 2011年4月22日の区域図
「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域（右図⑤）」を設定



<図2>
2013年8月7日、避難指示区域の見直し後の区域図

